

# 船舶事故調査報告書

令和3年10月6日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	令和2年8月11日 16時55分ごろ
発生場所	福島県猪苗代湖中田浜東方沖 材木崎四等三角点から真方位155°725m付近 (概位 北緯37°28.7' 東経140°02.7')
事故の概要	水上オートバイサウザンド・サニー号は、浮体の搭乗者が、冷却水取入口に吸い込まれたえい航索を引き出そうとした際、負傷した。
事故調査の経過	令和2年8月17日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ サウザンド・サニー号、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	210-59770福島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	軽傷 1人（搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 3、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人（以下「同乗者」という。）1人を乗せ、搭乗者1人を乗せた浮体をえい航しながら航行中、搭乗者が湖上に投げ出された。</p> <p>船長は、本船を反転させて搭乗者に接近し、機関を停止して搭乗者を収容していたところ、搭乗者がジェットインテークに吸い込まれたえい航索を引き出そうとしていることに気付かず機関を始動させ、同索が更に吸い込まれて緊張した状態となり、同索に右手指を絡めていた搭乗者が負傷した。</p> <p>搭乗者は、病院に搬送され右手指切断等と診断された。</p> <p>船長、同乗者及び搭乗者は、本事故当時、飲酒していた。</p>
分析	本船は、えい航する浮体から落水した搭乗者を収容する際、船長が、搭乗者がジェットインテークに吸い込まれたえい航索を引き出そうとしていることに気付かず、停止していた機関を再始動したことから、同索が更に同取入口に吸い込まれ、同索に絡めていた搭乗者の右手指が締め付けられ、搭乗者が負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船がえい航する浮体から落水した搭乗者を収容する際、船長が、搭乗者がジェットインテークに吸い込まれたえい航索を引き出そうとしていることに気付かず、停止していた機関を再始動したため、同索が更に同取入口に吸い込まれ、同索に絡めていた搭乗者の右手指が締め付けられたことにより発生したものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・水上オートバイの船長は、えい航する浮体からの落水者を収容する際、えい航索をジェットインテークに吸い込むことがあるので、同索に接近し過ぎないように注意すること。</li><li>・水上オートバイの船長は、同乗者、搭乗者等に対し、えい航索がジェットインテークに吸い込まれたのを認めた場合、自ら処置せず船長に報告するよう、事前に指示しておくこと。</li><li>・水上オートバイの船長は、飲酒をした状態での操船は行わないこと。</li><li>・水上オートバイの船長は、飲酒者を水上オートバイ、浮体等に乗せないこと。</li><li>・搭乗者は、飲酒をした状態で浮体に乗らないこと。</li></ul>
--------------	--